

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年 1 月28日

支出負担行為担当官

中国地方整備局副局長 細見 寛

1 工事概要

- (1) 工事名 水島港水島玉島地区臨港道路橋梁下部工事（その2）（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 岡山県倉敷市連島町鶴新田地先
- (3) 工事内容 橋梁下部
R C 橋脚工
(MY-P3)
既製杭工 1 式
橋脚躯体工 1 式
(MY-P4)
既製杭工 1 式
橋脚躯体工 1 式
(MY-P5)
既製杭工 1 式
橋脚躯体工 1 式
(MY-P6)
既製杭工 1 式
橋脚躯体工 1 式
- (4) 工期 契約締結日から平成24年 3 月 7 日（水）までとする。
- (5) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、入札時に「橋脚躯体工における品質・耐久性向上方策」及び「橋脚躯体工と既設杭工との一体性に関する品質・耐久性向上方策」に係わる施工計画等の技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式「標準型（Ⅱ型）」の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の工事である。
- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
- (8) 本工事の入札において、低入札調査基準価格を下回る金額で持って応札が行わ

れた場合は、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。

- (9) 本工事は、当局が設定する調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳が当局が定めた基準を満たさないもの等に対して特別重点調査を実施する工事である。（入札説明書参照）
- (10) 本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

2 競争参加資格

本工事の一般競争入札に参加するためには（１）から（13）に示す要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係）における空港等土木工事に係るA等級の一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成12年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が同種工事の実績を有すること。）

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

- ・杭径800mm以上、杭長12m以上の鋼管ソイルセメント杭を打設した工事

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」（平成13年3月30日付け国港建第110号）第5第2項に規定する工事成績評点表の評定点合計（以下、「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

- (5) 工事全般の施工計画が適正であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ② 平成12年度以降に、上記(4)に掲げる同種工事の施工経験を有する者である

こと。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有すること。）

なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 中国地方整備局が発注した空港等土木工事のうち、過去2年間（平成20・21年度）に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
- (10) 広島県、島根県、鳥取県、岡山県及び山口県内のいずれかに建設業法に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 本工事に係る施工計画の提出にあたって、参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「VE提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には、標準案による施工計画を提出すること。
- (13) 上記1. に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

3 総合評価に関する事項

- (1) 入札参加者は、価格及び(3)②に示す評価項目をもって入札を行い、(2)の要件に該当する者のうち、(3)によって得られる標準点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、(4)による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 評価対象要件

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

(3) 評価項目と評価基準

- ① 標準案を満足する者に標準点100点を与え、技術提案等の評価基準に応じて加算点最大30点を与え、さらに施工体制評価項目に応じて施工体制評価点最大30点を与える。
 - ② 評価項目は次のイ～ホとし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。
 - イ) 企業に求める技術提案・施工計画（VE提案）
 - 「橋脚躯体工における品質・耐久性向上方策」
 - 「橋脚躯体工と既設杭工との一体性に関する品質・耐久性向上方策」
 - ロ) 企業の施工能力
 - ハ) 配置予定技術者の能力
 - ニ) 新技術の採用
 - ホ) 工事成績優秀企業[ゴールドカード](港湾空港関係)
 - ③ 競争参加資格確認申請書の提出期限日から、競争参加資格結果通知の前日の期間に、不正又は不誠実な行為等により、中国地方整備局から措置（書面又は口頭による警告・注意）を受けた者は、総合評価方式において取得した加算点の合計点から、次のイ、ロのとおり減点する。減点対象とする期間は、書面又は口頭による警告・注意が発せられた日から30日間とする。ただし、粗雑工事や工事事故など、その工事が特定でき、工事成績評定点の減点が行われている場合は減点の対象外とする。
 - イ) 書面による警告・注意の場合 10%減点
 - ロ) 口頭による警告・注意の場合 5%減点
 - ④ 施工体制の評価項目は、次のとおりとし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。
 - イ) 品質確保の実効性
 - ロ) 施工体制確保の確実性
- (4) (1)において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引き落札者を決定する。
- (5) VE提案の採否等については、競争参加資格の確認結果に併せて通知する。
なお、VE提案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、当該

提案に基づく入札を行い、標準案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これ以外のものについては入札を無効とする。

(6) V E 提案資料作成説明会

V E 提案資料作成説明会は行わない。

(7) V E 提案資料のヒアリングは必要に応じて行うものとし、その場所、日時等の必要事項は別途通知する。

(8) 施工体制評価項目を審査するため、開札後速やかにヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求めることがある。

(9) 実施上の留意事項

- ① 受注者が競争参加資格通知時に「可」として通知された「V E 提案」について、受注者の責により提案内容が履行できなかった場合、「請負工事成績評定」の減点を行う。（入札説明書参照）

なお、「V E 提案」が履行できなかった場合は、「請負工事成績評定」の減点に加え、違約金の徴収を行う。（入札説明書参照）

- ② 受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒730-0004

広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル13F

①中国地方整備局 総務部 経理調達課

電話082-511-3903

②中国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 業務審査係

電話082-511-3927

(2) 入札説明書の配布期間、場所及び方法

- 1) 配布場所： W e b サイト「入札情報サービス(PAS)」(<http://www.pas.y-sk.nilim.go.jp/>)からのダウンロードによる配布。
(詳細は上記W e b サイトの「入札説明書等のダウンロードについて」参照。)

なお、上記W e b サイトは中国地方整備局港湾空港部ホームページ(<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kouwan/index.html>)の入札・契約情報／発注情報(工事・コンサルタント)／からも閲覧可能。

- 2) 配布期間： 平成23年1月28日(金)から平成23年3月8日(火)10時00分から16時00分まで。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成23年1月28日（金）から平成23年2月8日（火）10時00分から16時00分まで。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により行うこと。なお、持参による場合は平成23年1月28日（金）から平成23年2月8日（火）までの10時00分から16時00分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記(1) ②に持参すること。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成23年3月8日（火）13時30分までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記(1) ①に持参すること。（郵送による提出は認めない。）

開札は、平成23年3月9日（水）13時30分 中国地方整備局白島庁舎入札室にて行う。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行広島支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行広島支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 中国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

(4) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、工事实績情報システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(5) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照。）

(6) 契約締結後の技術提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書による。

- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)①に同じ。
- (9) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (10) 競争参加資格に地域要件を設定している工事について、支店又は営業所等（以下「支店等」という。）の資格で入札参加し、落札者となった場合、支店等の確認書類を契約締結までに提出すること。

なお、確認書類の詳細については入札説明書による。

- (11) 詳細は入札説明書による。